

今回は、本会に寄せられた議会運営に関する最近の照会について説明し、これらに関する見解を述べます。

なお、文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることをあらかじめお断りしておきます。

#### Q1 議長の宣告内容の訂正について

本会議で委員長報告を行う際、議長は議題とする事件の名前を述べるのが一般的と考えるが、本市では慣例で具体的な事件名を述べず、事件番号と件数を述べて議事を進めている。

今回、議長は「〇号から〇号まで15件」と述べるべきところ、「〇号から〇号まで13件」と述べてしまい（事件番号には誤りはない）、委員長報告が始まってから誤った宣告を行ったことが判明した。

このような場合、議長の宣告の誤りを訂正するべきなのか。また、訂正するべきならば、その時期は委員長報告が行われている事件の採決終了後でよいと考えるが、これで問題ないか。

A1 まず、宣告内容の訂正の必要性ですが、結論としては訂正すべきと考えます。

連載④2

# 議会運営

## Q&A

全国市議会議長会  
調査広報部副部長  
本橋 謙治

議長が議題に付した事件について、対象となる事件に誤りがなくても合計数に誤りがあれば、議場にいる議員から議題となった事件の件数と議長が宣告した事件の件数が合致しない旨の議事進行上の発言が出される可能性があります。このような発言が出されてから対応を行うことも可能ですが、①既に宣告内容に誤りがあることが判明していること、②議事進行発言が出されるまで何の対応も行わないことは議長としての資質に問題があると判断される可能性があることから、議長不信任決議（案）や問責決議（案）などの提出に発展する恐れがあります。

このようなことを回避するため、宣告内容の訂正を行うべきであり、かつ、その時期は誤りが判明した時点から速やかに行うべきと考えます。ただし、委員長報告を中断させて

まで議長の訂正発言を優先すべきということではなく、委員長報告の切りのよいところ、例えば委員長報告が終了し、委員長報告に対する質疑に入る前に議長から、先の議題宣告の際に述べた事件の件数に誤りがあり、正確な件数を述べる旨の発言を行うことが適当です。なお、議長の宣告については、Q1にあるように、議題に付すべき事件名を述べるのが原則ですが、法上、必ずしも事件名を述べなければならぬということではなく、議題に付された事件が何かについて、審議に参加している議員に理解される程度（例えば事件番号など）の宣告内容で問題ないと考えます。

**Q2** 全議員で構成する特別委員会の委員の辞任について

本市議会では、全議員で構成する調査特別委員会が設置されている。しかし、設置当初から当該特別委員会の設置に反対している議員が、特別委員会の委員の辞任を申し出てきた。

一般的には、当該辞任の申出に対しては、許可するのが原則と考えるが、特別委員会設置の際に「全議員で構成する」旨を議決していることから、辞任の申出をすること自体に疑義がある。全議員で構成する特別委員会の委員が辞任の申出をすることは可能か。

**A2** 委員会制度は、本会議の下審査機関として、専門的な立場から詳細かつ能率的な審査を行い、各種の意見を調整し、その経過と結果を本会議に報告することにより、他の議員の表決の参考資料（参考意見）を提供するものと考えられています。

このような委員会制度の性質を考えると、通常の委員会は、一部の議員が委員会の委員となり、審査を行うことが予定されており、全議員で構成される委員会は例外的なものと考ええます。

また、各市議会の委員会条例は、このよう

な委員会制度の性質を考慮し、委員の辞任を制限する規定を設けていないと考えます（例外として常任委員会の就任を義務付けており、かつ、複数の常任委員となることを認めない市議会では、常任委員の辞任に関する規定を設けておらず、事実上、常任委員の辞任ができないことになっている場合があります。）ので、法上、当該特別委員の辞任の申出をすることは可能と考えます。

しかし、特別委員会の設置の際に、「全議員で構成する」旨の議決を行っていることから、辞任の申出に対する当該議決の整合性を保つために、辞任を許可しないことも理論上可能と考えます。仮に辞任を許可するならば、議会において特別委員会の定数を現状に合わせる必要があると考えますので、辞職の許可後、速やかに特別委員会の委員の定数を変更する旨の議決をすることが適当と考えます。

以上のことから、辞任の申出を受けた議長は、議会運営委員会などにおいて、辞任を許可（議長許可又は議会の許可）した場合、特別委員会に欠員が生じることになるため、定数の変更が必要になる旨を説明し、このことを踏まえて辞任を許可すべきか否かを協議することが適当と考えます。

参考 標準市議会委員会条例

第14条 委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

参考 標準町村議会委員会条例

第12条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

2 委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

**Q3** 閉会中の委員長互選について

本市議会の常任委員会の委員長が、体調不良を理由に議員を辞職した。議員辞職が閉会中であつたため、議長の許可により辞職となつたが、当該議員は、常任委員会の委員長を務めていたため、議員辞職により委員長が欠員となつた。

当該常任委員の一部から、後任の委員長を速やかに選任すべきとの意見が出されたが、次の定例会までの間に委員会を開催する予定はない。

このような状況において、委員長の互選を行うことは可能なのか。

**A3** 議員が閉会中に辞職しようとする場合、地方自治法は議長の許可により辞職することが可能です（開会中は議会の許可）。

議員の辞職に伴い、委員会の委員や委員長に欠員が生じた場合、委員の場合は、各市議会の委員会条例の規定によりますが、議長の指名による選任が可能です（当該規定がなければ不可能）。

これに対し、委員長の互選については、一般的には先に説明した委員の選任に該当する規定はありませんので、次の定例会まで、副委員長が委員長の職を行うことになり、議長による後任の委員長の選任はできないのが通常です。

このような場合、委員長の選任は、委員会での互選ということになりますが、閉会中の委員会の開催は、閉会中の継続審査・調査事件を有する委員会のみが可能です。

したがって、まず、当該常任委員会が閉会中の継続審査、調査事件を有しているか否かによって、閉会中に後任の委員長の互選ができるかが決まります。継続審査・調査事件があれば、Q3のように次の定例会まで委員会が開催されませんので、委員長の互選はできないことから、副委員長が委員長の職務を行うこととなります。

次に、閉会中の継続審査・調査事件を有し

ている委員会の場合ですと、委員長互選のための委員会を開催することになりますが、①委員長は委員会が開催されたときにその議事運営を行う上で必要であること、②委員長が欠けているときは副委員長がその職務を行えるため、会議の運営以外の委員会活動に重大な支障がないこと、③閉会中の委員会の活動は継続審査・調査事件に限定されることから、本来の目的は欠員となつている委員長の互選であっても、委員会の開催目的は外見上、閉会中の継続審査・調査事件の審査で招集することが適当と考えます。つまり、招集された委員会において、審査を行うに当たり委員会の議事を司る委員長が欠員であることから、後任の委員長を互選することが最優先のため、委員長の互選を最初に行うという議事の流れになります。

#### 参考 地方自治法

第126条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができる。

#### 参考 行政実例（昭和28年11月5日）

問 当県の議会の委員会条例によると、「正副委員長の選任は、委員の互選とする。」

とある。

一 第109条第6項の規定により、閉会中正副委員長の選任だけをなしうるような議決をすることができるか。

二 辞職について特別の規定がない場合、正副委員長の辞任についての決定機関は委員会であると思うがどうか。

三 右の場合、閉会中は、委員会が議会の議決により特に付議された事件（現行法では「付議された特定の事件」）について活動していない限り、辞任はできないと思うがどうか。

答 一 できない。

二 お見込みのとおりと解するのが適当である。

三 お見込みのとおり。

#### Q4 委員長の職務の辞退について

本市議会の申合せでは、各常任委員会の委員長は、それぞれの委員会が所管する事項に関する請願の紹介議員にはならないことになっている。

しかし、ある委員会の委員長が諸般の事情により、自身が委員長を務める常任委員会が所管する事項に関する請願の紹介議員となつたため、一部の議

員や当該常任委員会の委員から委員長への批判が出ている。

このようなことから、委員長は、申合せに反していることについて責任を取るため、委員会には出席するが、委員長の職を行わず、あくまで委員として審査に参加したい意向を示している。

委員長の意向に対し、どのように対応することが適当なのか。

**A4** まず、委員長と請願紹介議員の関係についてですが、法上、委員会の委員長が、当該委員会の所管する事項に関する請願の紹介議員になることを禁じる規定はありません。したがって、請願紹介議員になることは、法上は可能です。

しかし、委員会の審査の公平性を考慮して、一部の議会では、議員が所属する委員会が所管する事項に関する請願の紹介議員になることを認めない申合せ等を行っていると聞きます。

Q4 についてですが、申合せに基づく請願紹介議員の制限についての適否は別として、全く委員長の職を行わず、委員長が請願の審査に委員長としてではなく、委員として参加することにについては、問題があると考えます。

委員長は、委員会審査において、その議事

をつかさどることが義務であり、委員長の裁量でその職務を行わないことを認める規定や考えはありません。法的に委員長職の制限を設けているのは、委員長が討論を行った事件、除斥対象事件くらいです。仮に明確な根拠がない中で、先の理由で委員長職の辞退を行えば、委員長職の放棄とみなされ、他の委員から委員長不信任や懲罰の問題が指摘される恐れがあります。

以上のことから、当該委員長は、①あくまで委員長職を辞退したいという意向ならば、委員会への審査に参加しない（欠席）、②委員会に出席する意向ならば、委員長として出席せざるを得ないと考えます。ただし、特に①の場合は、先に述べたように委員長職の放棄とみなされる恐れがあるため、事前に各委員の理解等を得ておくことが必要と考えます。

この他に、請願が議会に提出された後に、当該委員長が請願紹介議員の取消しを申し出て、これが許可されれば、外見上、請願紹介議員ではなくなりますが、紹介したという事実が残ることに加えて、請願紹介議員を取り消したことについて、更なる批判を受ける可能性がありますので、慎重な判断が必要と考えます。

参考 標準市議会委員会条例

第12条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行なう。

2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行なう。

第18条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一人身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

参考 標準市議会会議規則

第118条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終了した後、委員長席に復さなければならぬ。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、委員長席に復することができない。

参考 行政実例（昭和26年3月16日）

問一 請願に関連する不正行為がたまたま審査委員会の事件として取り上げられ

た場合、その事件には直接間接何ら関係しない紹介議員は審査委員会を除外されるべきか。

二 前述の理由で除外されることは、たとえば議員が照会したときにその請願は審議不可能となるので、除外の対象とならないと思うがどうか。

答 単に請願の紹介をしたことのみをもって、当該議員がその請願に関する事件に関して除外されることはない。

**参考 行政実例（昭和30年3月18日）**

問 議会招集後様式を具備し提出された請願につき、当該請願を紹介した議員は、その紹介の取消しをし得ないものと思料されるが、また、議会の審議前ならばさしつかえないか。

答 議会において採択又は不採択の意思決定前で議会の同意が得られればさしつかえない。

**参考 行政実例（昭和32年5月14日）**

問一 議長が議員として請願の紹介議員となることは、請願に対し賛意を表したものであつて議長の表決と見られ、議会運営上支障あるやに認められる。議会に諮って紹介議員を取消すことが妥

当とおもわれるがどうか。

二 この場合この請願を審議するに当たり、紹介議員でない副議長と議長席を交替すれば何等支障ないものと思われるがどうか。

答一 議長が請願の紹介をすることはさしつかえない。

二 一により承知されたい。

**Q5 人事案件の議会への提出、上程について**

本市議会では、教育長の選任同意を始め、執行機関が提出する各人事案件については、定例会（臨時会）の最終日の本会議前に提出され、全員協議会で執行機関から詳細な説明が行われたのちに本会議に上程され、質疑や討論を行わず、委員会付託も省略して議決されている。

今回、副市長の選任同意に関する事件が議会に提出されることになるが、議員から従来のやり方では十分な審議時間を確保することができないという意見が多数出されている。

議長や議会事務局が執行機関に提出に関するスケジュールについて、改善

を申し入れたが、執行機関は従来からの方法を変更する予定はないという回答であった。

このような状況の中で、議会はどのような対応をすることが適当か。

**A5 議会に提出された事件は、本会議や委員会で審議、審査されます。しかし、会期は限られていることから、議会に提出される事件について、執行機関が事前に議会に対し詳細な説明を行い、当該説明を踏まえて本会議での審議や委員会での審査に臨むことが行われているのが実態です。**

法上、議会に提出する人事案件の提出期限に関する規定はありません（予算については規定あり）ので、Q5のような運営が直ちに違法という問題は生じませんが、当該人事案件に対して、議会が同意することが妥当か否かについて判断するために必要な時間、つまり審議時間を確保することが必要と考えます。このような観点からQ5の運営について検討した場合、適当な運営と判断することはできません。

このことから、議会は十分な審議時間を確保できるよう執行機関に対し、提出時期の改善を求めることが必要と考えます。しかし、今回、執行機関は提出時期の変更に応じない

という回答をしてきたことから、次善の策として議会は、提出された事件の審議時間を確保するために、①最終日の本会議の会議時間を延長し審議時間を確保する、②会期の延長を行う、③先の二つの選択肢のいずれもが困難な場合は閉会中の継続審査に付すことなどが考えられます。

特に③の場合は、委員会付託が前提となりますので、あらかじめ当該事件の付託委員会などについて、議会運営委員会などで協議しておくことが適当です。また、閉会中の委員会で当該人事案件の委員会としての結論が出れば、これを付議すべき事件として、首長に対し臨時会の招集請求を行うことが可能です。

また、議会が従来からの審議方法を改めて、先に述べたいずれかの方法を選択した場合、長の専決処分の問題が考えられますが、平成24年の地方自治法の一部改正により、副市長の選任に関する事件は、専決処分の対象から除外されていますので、長による専決処分を考慮する必要はありません。

確かに人事案件のように、事前にその内容が知られることにより、関係者等に影響が生じるおそれがあることがありますが、議会の同意を要する人事案件は、基本的には議会の同意がなければ選任することができません。関係者への配慮を重視したために、議会の同

意が得られないということは、本末転倒と言わざるを得ません。

このような問題が議会と執行機関との間に生じないようにするため、執行機関は、議会への提出時期などについて、議会側の意向にも配慮した対応を考えるべきです。

#### 参考 地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないうとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

#### 参考 行政実例（昭和32年8月20日）

問 継続審査事件についてその審査を終え早急議決を要する場合は、この事件を付

議すべき事件として、臨時会招集の請求がなし得るか、もしなし得ないとすれば、この場合いかなる方法によるべきか。  
答 前段お見込みのとおり。

#### 参考文献

議会運営の実際（自治日報社）  
逐条地方自治法（学陽書房）  
議会運営実務提要（ぎょうせい）  
地方自治関係実例判例集（ぎょうせい）  
地方議会用語事典（ぎょうせい）